

保護者 各位

茨城県立水戸商業高等学校長 桐原 武文

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付及び保護者負担分掛金支払について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには充分留意いたしますので、ご了承ください。

平成28年度の共済掛金額は設置者負担（県）215円、保護者負担1,650円、合計1,865円で、本校は学年会費から一括払いをしています。今年度も全員加入を原則とし、一括して支払いますのでお知らせいたします。

記

1 給付の種類と内容

学校の管理下【各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。】における、児童生徒の負傷、疾病に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が <u>5,000円以上</u> のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。	
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が <u>5,000円以上</u> のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・溺水 ・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円〔通学中の災害の場合半額〕	
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円〔通学中の場合1,400万円〕	
	突然死	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400万円〔通学中の場合も同額〕
		運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800万円〔通学中の災害の場合半額〕

【給付基準】

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による保障や給付等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生徒が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- ⑤ 生徒が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

2 給付の手続き及び請求方法

- ① 上記災害の範囲にあてはまることで治療を受けた場合は、担任・部顧問又は養護教諭へ伝えて、請求書類を受け取ってください。
- ② 本人が「災害報告書」の下書き・「医療等の状況」など必要書類を準備し、養護教諭へ提出します。日本スポーツ振興センターの審査を経て給付対象と判断されると、2～3ヶ月後に学校へ支払通知が届きます。
- ③ 「独立行政法人日本スポーツ振興センター医療費給付通知」にて保護者へお知らせし、直接本人へ給付金を手渡します。給付金額が高額で口座振込を希望される場合は、手数料は自己負担になります。
- ④ 医療費請求書類「医療等の状況」の[外来に係る療養]又は[入院に係る療養]、「治療用装具代」の1ヶ月の合計点数が7,000点を超える場合は、通常書類の他に「高額療養状況の届」が必要になります。